

ひとり親家庭への支援

児童扶養手当

問 子育て支援課 ☎53-8445

離婚などにより、ひとり親で子どもを育てている人に手当を支給します。

◆対象

ひとり親家庭の父または母、父母のいない児童の養育者など

◆対象児童

18歳に達する日以降最初の3月31日まで(高校3年生の学年まで)

ただし、障害のある児童は20歳まで

◆申請場所

子育て支援課 ※事前に申請日を電話で予約してから、窓口へお越しください。

◆全部支給の場合

児童1人のとき 月額44,140円

児童2人のとき 月額10,420円加算

児童3人以上のとき3人目から1人につき 月額6,250円加算

※所得により、手当額の一部または全部が停止となる場合があります。

※全国消費者物価指数により支給額が変更になる場合があります。

◆現況届

認定を受けている全ての人は、毎年8月中に支給要件の審査を受ける必要があります。

毎年7月下旬に案内を送付します。

2年間届け出しなかった場合は、時効により受給資格が消滅します。

ひとり親家庭等医療費助成

問 子育て支援課 ☎53-8445

ひとり親家庭の父や母、その子どもが病院や薬局で支払った額(健康保険適用分)を助成します。

◆対象

ひとり親家庭の父と子どもまたは母と子ども、父母のいない家庭の子ども

◆助成額

- ひとり親家庭の父または母

医療保険の一部負担から、自己負担1人月額1,000円を差し引いた額

- 児童(0歳～18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童)

全額(自己負担なし)

※児童が石川県内の医療機関を受診するときは、健康保険証と一緒に「子ども医療費受給資格者証」を提示することで、お支払いすることなく医療を受けることができます。

◆申請期間

受診月から1年間(1か月分をまとめ、受診月の翌月以降に申請が可能)

※領収書(受診月の翌月から1年以内のもの)をお持ちください。

※所得制限があります。

※高額療養費や家族療養附加金などの給付がある場合は、その支給決定通知書も持参してください。助成額から差し引かれます。

ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援

29ページの【ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援】をご覧ください。

高等職業訓練促進給付金等事業

問 子育て支援課 ☎53-8445

ひとり親の人が看護師・介護福祉士・保育士などの対象資格を取得するために、在学中の生活費を支援する給付金を支給します。

◆対象

児童扶養手当をもらっている人、または同様の所得水準の人で、6か月以上養成機関で修業し、資格の取得が見込まれる人

※事前に相談日を電話で予約してから、窓口へお越しください。



自立支援教育訓練給付金事業

問 子育て支援課 ☎53-8445

対象の教育訓練講座を受講し、修了したとき、経費の6割相当額を支給します。
雇用保険法の教育訓練給付金の支給を受けている場合、差額分のみ支給します。

◆対象

児童扶養手当をもらっている人、または同様の所得水準の人

※受講内容によっては対象にならない場合がありますので、受講する前月までにお問い合わせください。

講座を探したい人は、インターネットで「教育訓練給付制度」で検索するとご覧になります。ご活用ください。

就業支援事業

問 子育て支援課 ☎53-8445

就業支援員が就業相談から情報提供まで一貫した就業支援を行っています。

◆対象

児童扶養手当をもらっている人、またはひとり親家庭等医療費の助成を受けている人

【言葉の説明】

母子家庭・父子家庭

死別・離別などにより配偶者のいない人が満20歳未満の児童を扶養している家庭をいいます。

寡婦

かつて母子家庭の母であった人で、現在配偶者のいない人をいいます。



室内で楽しもう！ひと工夫でおうち遊びをENJOY

①

折って吹いて「折り紙遊び」

折り紙を使った知育遊びは、子どもの集中力アップにもってこい。はじめての折り紙遊びでおすすめなのが三角折りです。折り紙の基本動作が入っているので、練習代わりにたくさん折ってみましょう。机の上に立て、息を吹きかけたり、子どもたちは飛び散る様子に大興奮。



用意するもの ☆折り紙